

## 個人情報管理規程「個人情報の情報システムにおける安全の確保に関する規程」

本規程は、学校法人朴沢学園個人情報管理基本規程第7条（情報システムにおける安全の確保）に関して、仙台大学（以下「本学」という。）における対応について定めるものである。

### 第1条（情報システム）

情報システムとは、本学における「仙台大学キャンパスネットワーク（学内 LAN）」、「仙台大学ホームページ」、「学内情報ポータルサイト」、「カレッジサーバーシステム」および「その他 OA システム」のすべてをいう。

### 第2条（個人情報）

情報システムにおける個人情報とは、各所管部署が登録する現在・過去において本学に在籍した学生、受験生、保証人、教職員、業者に関する情報で、個人が識別されるものをいう。

### 第3条（情報の取得）

個人情報の取得にあたっては、各所管部署においてその目的を明示し、適正かつ公正な手段により取得するものとし、情報システムに登録するため必要な範囲に限定したものとする。

### 第4条（情報の利用目的）

取得した個人情報は、情報システムを介して教育研究、事務処理等学生に必要なサービスを提供するために利用し、より具体的な利用目的は情報取得時に明示するものとする。

### 第5条（情報の利用）

情報システムに保有する個人情報は、目的の範囲内で利用し目的外の使用は一切しないものとする。なお、情報システムの一部の機能・サービスに関する運用、保守を外部の業者に委託する場合には、契約の守秘義務項目により個人情報を適切に管理することを義務づけ、委託業者は本学の定める管理方針に従い業務を行うものとする。

### 第6条（情報の開示）

本学は、裁判所や警察等の公的機関から法律に基づく正式な照会を受けた場合や、本人から開示の請求があった場合、情報システムに保有する当該情報を開示できるものとする。

### 第7条（情報の管理）

情報システムに保有する個人情報は、不特定多数の利用者がアクセスできない環境下に保管し、使用目的を全うし不要となった個人情報は、廃棄、消去するものとする。個人情報を「仙台大学ホームページ」に掲載する場合は、事前に本人に目的を説明し

承諾を得るものとする。また、本人から申出があった場合、該当する個人情報を速やかに削除するものとし、個人情報を取り扱う業務を外部業者に委託している場合は、速やかに同様の措置を取るものとする。

#### 第 8 条 (情報の提供)

情報システムにおいては、次に掲げる各号に明示した第三者への提供の場合を除き、保有する情報を外部に提供しないものとする。

- (1) 本学の業務に必要不可欠な場合
- (2) 本人が同意している場合
- (3) 法令による場合
- (4) 本人の身体・生命等を保護するため、緊急かつ止むを得ない場合
- (5) 情報の同一性確認を求める公的機関からの依頼があった場合
- (6) 学術研究に利用する場合
- (7) その他別に定める提供基準に合致する場合

#### 第 9 条 (情報の第三者提供)

学生(大学院生等を含む)の学習支援、生活支援および就職活動支援等のため、情報システムに保有する学生の個人情報(学籍、履修、成績、課外活動、就職活動、健康等に関する情報)を、大学に届け出のある保証人に提供する場合、満年齢が20歳に達した者でその提供を望まないときは、申し出により提供を停止できるものとする。

2 卒業後の本学に関わる情報提供を目的とし、同窓会・学友会に個人情報(所属、卒業年月、学生氏名)を提供する場合、その提供を希望しない者は申し出により提供を停止できるものとする。

#### 第 10 条 (アクセスログの記録)

障害発生防止、障害原因追求、機能向上等を目的とし利用者数や利用状況を把握、分析するため、情報システムにおいてアクセスログを記録するものとする。

#### 第 11 条 (苦情の申し立て)

情報システムに保有する個人情報に関する問い合わせや、個人情報の訂正、削除依頼は、登録を行っている各所管部署に申し出るものとする。

#### 第 12 条 (協議事項)

本規程に定めのない事項または本規程に関する検討事項が発生した場合は、別途協議するものとする。

#### (附 則)

この規程は、平成17年4月1日から実施する。